

# (1) 恵那市景観計画の概要

## 内容

1. 景観審議会について
2. 景観計画とは
3. 景観計画策定の背景
4. 景観計画の位置づけ
5. 恵那市の目指す「良好な景観」
6. 景観計画の見直しについて

1

## 1. 景観審議会について

### ■ 設置年次

平成24年4月

### ■ 役割

- ・ 良好な景観の形成に必要な事項を調査又は審議
- ・ 良好な景観の形成に関する事項について市長に意見を述べる

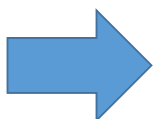
### ■ 活動経過

- ・ 景観計画（平成24年 策定）を基礎として、計11回の審議会を開催（平成24～30年）
- ・ 屋外広告物部会を設置し、計6回の部会を開催（平成25～27年）

#### 審議、検討内容

- ・ 景観計画・景観条例・屋外広告物条例の運用（申請）状況
- ・ 景観重要建造物・樹木の審査・指定 など

※ 景観計画では、策定から10年後を目途に見直しを検討することとしている



景観計画策定（平成24年）から**10年が経過**

**景観計画の見直し検討**を始めたい

2

## 2. 景観計画とは

### ■ 景観計画とは

- ・ 景観法に基づいて策定する計画。景観計画区域、景観形成の方針を定めるとともに、建築行為等に対する規制誘導等の具体的な措置を定める。

### 景観法の制度概要（主な制度内容）



3

## 3. 景観計画策定の背景

平成16年

### ■ 市町村合併による景観資源の増加

- ・ 旧恵那市と旧恵那郡の景観資源の維持・管理が困難になる。

### ■ 限られた保全手段

- ・ 法的根拠のない自主条例のみ存在。  
(例) 岩村町生活環境の確保に関する条例第11条  
(広告物の処理)

### ■ 景観法施行

- ・ 景観法に基づいた景観資源の保全・活用に関する基本的なルール作りを住民と行政がお互いに協力して行うことが可能になる。

平成20年

### ■ 計画策定に着手

- ・ 法的根拠あり・住民と行政が協力したもの

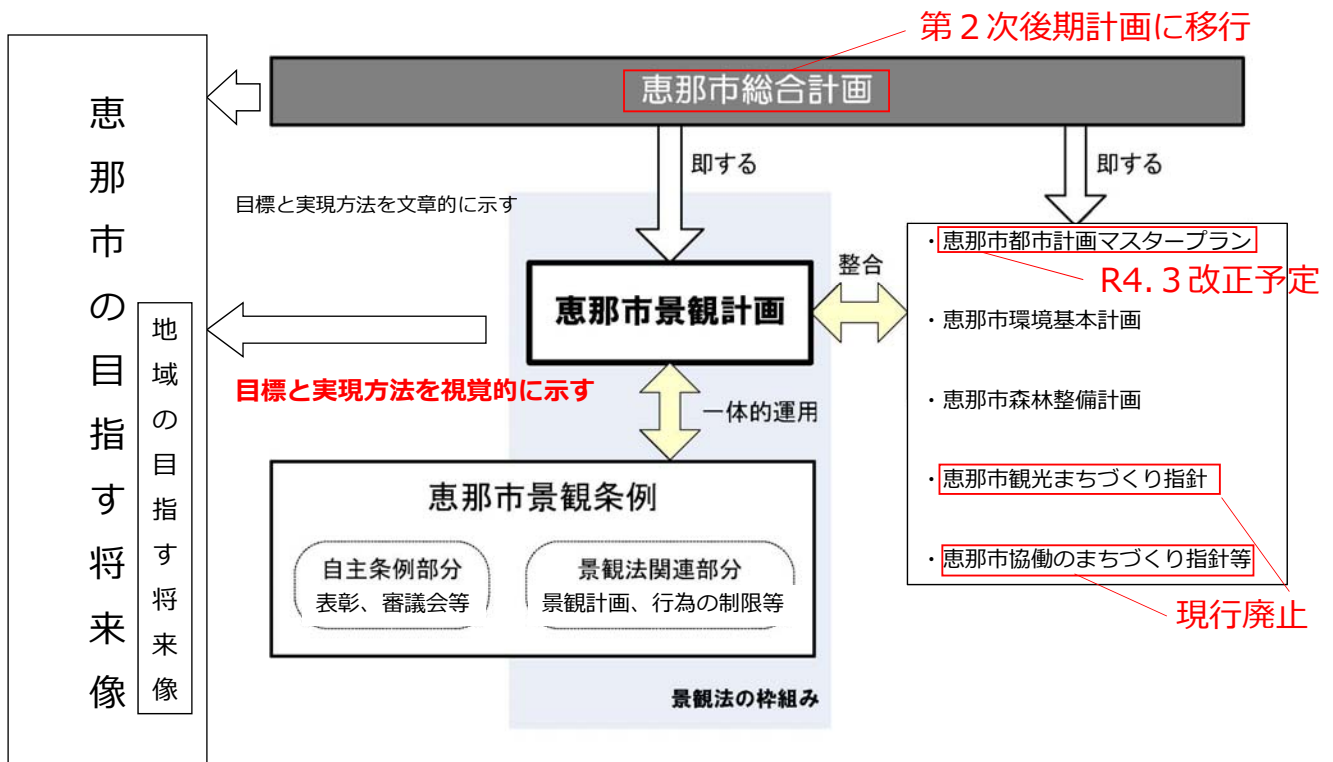
平成24年

### ■ 恵那市景観計画策定

- ・ 法的根拠を持った建築行為等に対する規制誘導が可能になった。

4

## 4. 景観計画の位置づけ



※恵那市景観計画（H24.3策定）から抜粋

5

## 5. 恵那市の目指す「良好な景観」

### ■ 恵那市の目指す景観像

山、農地、里、まちのつながりを大切にし、  
そこでの人々の暮らしが見える風景

### ■ 基本方針

1. 本市を取り囲む山への眺望・緑豊かな森林景観を生かす
2. 本市の景観の“地”となっている美しい農村景観（田園景観）を守る
3. 里やまちでの人々の暮らしが息づく身の回りの“生活景”を大切にする
4. 地域の“まとまり感”を大切にし、互いを惹き立てるようそれぞれの地域の魅力を磨く
5. 各地域をつなぐ動線や河川の景観を良好に維持・形成する

### ■ 地域別の方針

- ① 中央地域：大井町、長島町、東野
- ② 西部地域：三郷町、武並町
- ③ 北部地域：笠置町、中野方町、飯地町
- ④ 恵南地域：岩村町、山岡町、明智町
- ⑤ 恵南地域：串原、上矢作町



6

# 基本方針 1 森林景観

## 基本方針 1

本市を取り囲む山への眺望・緑豊かな**森林景観**を生かす

※森林景観：自然の豊かさの象徴、**集落や市街地の背景**



例：恵那峡越しの笠置山

7

# 基本方針 2 農村景観（田園景観）

## 基本方針 2

本市の景観の“地”となっている  
美しい**農村景観（田園景観）**を守る

※農村景観（田園景観）：**森林、集落、農地、水路**で形成された土地



例 1：岩村町富田地区の農村景観



例 2：中野方町坂折地区棚田の田園景観

8

## 基本方針3 生活景

### 基本方針3

里やまちでの人々の暮らしが息づく  
身の回りの“生活景”を大切にする

※生活景：生活の営みが滲み出た景観  
統一感、連続性のある建築様式、共同利用される水路等



例1：大井宿の歴史的町並み地区



例2：岩村町本通りの歴史的町並み地区

9

## 基本方針4 地域のまとまり感

### 基本方針4

地域の“まとまり感”を大切にし、  
お互いを惹き立てるようそれぞれの地域の魅力を磨く

※地域のまとまり感：社会的、文化的なつながりのある空間  
空間単位で分けられる市内13の地域  
(大井町、長島町、東野、三郷町、武並町、笠置町、  
中野方町、飯地町、岩村町、山岡町、明智町、串原、上矢作町)



例：地形に基づく“まとまり感”が強い岩村町

10



# 基本方針 5 地域をつなぐ動線・河川

## 基本方針 5

### 各地域をつなぐ動線や河川の景観を良好に維持・形成する

- ※各地域をつなぐ動線や河川の景観  
不特定多数の人が利用し、本市の景観イメージを大きく規定  
**地域間のつながり**を考慮した景観形成



例 1 : 田園景観の中を走る明知鉄道



例 2 : 矢作川に合流する上村川

11

## 6. 景観計画の見直しについて

### ■ 恵那市景観計画（策定：平成24年）

- 公表から**10年を目途に全体見直し**を検討
- 恵那市総合計画に即する**  
※ 景観計画策定時から、2度改定されている（第2次総合計画 前期(H28～R2)、後期(R3～R7)）
- 恵那市都市計画マスタープランと整合を図る**  
※ 景観計画策定時から、1度改定されている(H30改定)

計 画	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
景観計画	策定									10年経過	見直し検討	※改定されていない
恵那市総合計画	第1次後期計画				第2次前期計画				第2次後期計画			※2度改定
都市計画マスタープラン							改定			改定予定		※1度改定

■ 景観計画策定（平成24年）から、見直しの目途である**10年が経過**

■ 他計画（恵那市総合計画、恵那市都市計画マスタープラン）との**整合を図る**必要がある

➡ **景観計画の見直し検討**を始めたい

12